

第4次伊東市地域 福祉活動計画

第1章 活動計画の内容

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

伊東市社会福祉協議会（以下、伊東市社協という。）は、2008年3月に「互いに助け合い 支え合う まちづくりに向けて」を基本理念とした第1次伊東市地域福祉活動計画の策定以降、伊東市が策定する地域福祉計画と綿密な連携を図り、5年毎に新たな活動計画を策定し、地域福祉の充実に向けて、住民の皆さま、福祉関係団体の皆さまと共に活動計画に基づいた取組みを推進して参りました。

近年、本市においても少子高齢化による人口減少、核家族化、一人暮らし世帯の増加、共働き世帯の増加を背景に、家族あるいは地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、住民の皆さまの社会参加が減少したことにより一層、地域のつながりが希薄となり、社会的孤立の増加も懸念される現状です。

そのような中、全国社会福祉協議会では、21世紀における「地域共生社会」及び「持続可能な開発目標（SDG s）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指すため、「全社協福祉ビジョン2020」を策定しています。

「地域共生社会」及び「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、本市においても地域のつながりを再構築するものであり、社会的孤立の解消を図るものとなります。

なお、この2つの社会の実現には、行政の施策だけに頼ることなく、住民の皆さまが主体となって社会福祉法人及び福祉関係団体と連携をとりながら地域福祉の推進に取り組むことが重要となります。

このたび、伊東市社協では、地域福祉の推進をさらに推し進めるべく、現計画である「第3次伊東市地域福祉活動計画」を見直し、基本理念「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」のもと、新計画である「第4次伊東市地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、非営利の民間組織で社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づき、各都道府県、市町村で、地域の皆さまを始め、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動をおこなっている団体です。

※社会福祉法第109条にその設置等が規定されている団体（社会福祉法人）です。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的として住民の皆さま、地域で活動するボランティアの皆さま、社会福祉を目的とする事業を経営される方と相互協力して策定する民間活動、行動計画です。

世代や障がいの有無にかかわらず、住民一人一人がつながり、支え合い、安心して暮らせるまちづくりへと発展させていくための実践計画です。

(4) 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、伊東市が策定する「地域福祉計画」との連携を図った計画です。

なお、「地域福祉計画」は、「伊東市総合計画」の基本構想等を踏まえ、福祉施策を総合的に推進する計画であり、高齢者・障がい者などを対象とした個別計画を内包する上位計画として、その整合性を図っています。

(5) 計画の期間

第4次地域福祉活動計画の計画期間は、第4次地域福祉計画（市）と連動して活動していくため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間中において、地域を取り巻く状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直す場合があります。

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
地域福祉計画（市）	第3次					第4次				
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第3次					第4次				

(6) 計画の進行管理と評価、公表

本活動計画は、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行い、計画を着実かつ速やかに実行すると共に、伊東市社協の内部会議である係長以上等会議及び係内会議において、点検・評価と改善を行い、効果的な計画の推進を図ります。

なお、事業の実施状況は事業の執行機関である理事会へ報告し、自治会の代表者、社会福祉の団体代表者、ボランティア団体代表者等で構成される法人の運営に関する重点事項の決定機関である評議員会において、ご意見を頂戴し多角的な視点からの点検・評価を行います。また、本活動計画は策定後、伊東市社協ホームページに掲載し公表します。

PLAN(計画)

第4次伊東市地域福祉活動計画の策定

DO(実行)

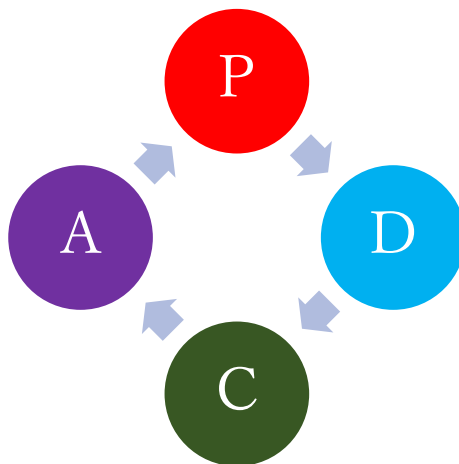
計画の内容を年度ごとの事業計画に反映させ、事業を推進する。

CHECK(評価)

事業の実施状況を点検・評価する。

ACTION(改善)

進捗状況と変化に応じ、必要な計画内容を年度ごとの事業計画に反映させ事業を推進する。



《PDCA サイクルイメージ図》

第2章 地域福祉の現状と課題

1 課題の整理

第3次伊東市地域福祉活動計画（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）では、「我が事・丸ごと地域共生社会の構築」を基本理念とし、3つの基本目標「Ⅰ 住民参加による地域づくりの推進」、「Ⅱ 地域福祉活動を支える人づくりの推進」「Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進」を掲げ、地域福祉の推進に努め、各事業を実施してきました。

本章では第4次伊東市地域福祉活動計画の目標及び方針に反映させるべく、第3次伊東市地域福祉活動計画の主な取組み実績及び課題と市民アンケート及び高校生アンケートの調査結果を基に得たニーズ・課題について整理します。

●第3次伊東市地域福祉活動計画の体系の確認

基本理念：我が事・丸ごと 地域共生社会の構築

基本目標1 住民参加による地域づくりの推進

基本方策 地域福祉を推進する組織づくり
地域に根ざした居場所づくり
社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり

基本目標2 地域福祉活動を支える人づくりの推進

基本方策 地域福祉の普及・啓発
地域資源としてのボランティア・市民活動の推進
福祉教育の推進

基本目標3 安心して暮らせるまちづくりの推進

基本方策 総合的な相談体制の整備
災害に強い体制づくり
生活支援サービスの充実

※第4次地域福祉活動計画から体系中の「方策」を「方針」に変更しています。

●第3次伊東市地域福祉活動計画の主な取組み実績及び課題について

・地域福祉を推進する組織設置に向けた検討・研究を行い、地域住民主体の組織である「対島地域ふるさと協議会」を平成28年1月に発足したことに続き、「小室地域ふるさと協議会」を令和元年12月に発足した。

・伊東地区子どもの居場所づくり連絡会において、子ども食堂のネットワークを構築（※加盟10団体）し、子ども食堂同士の情報共有や研修により技術の向上を図った。

※加盟10団体（子ども食堂名）

ドキわく子ども食堂、子ども食堂 あいあい、子ども食堂 風の子、ワンチームまつばら、ふらっとハウス ポレポレ、キッチンさくらぎ、Einこぐま倶楽部、子ども食堂 まねき猫魂、子ども食堂 るばらかふえ、荻なのはな 子ども食堂

・市内の社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を進めるためのプラットフォーム（土台）の役割を担うため社会福祉法人連絡会を開催し、社会福祉法人のネットワーク化に繋がった。

・ふれあい広場の開催により、障がいの有無や世代を問わず、地域で暮らす人々の交流を図り、福祉への関心と理解を深めることにより、共に活動し社会に参加する意欲が高められた。

・民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア協会を始めとした団体事務局を社協が担い、団体が活動しやすい環境づくりに努めたが、高齢化による会員の減少や活動範囲の縮小による問題が深刻化している団体が増加している。

・SNSによる情報発信の取組が十分でない状況となっており、地域福祉の担い手不足を解消する上で急務となっている。

・法人後見制度の環境が整い、成年後見支援センターが開設された状況にあるが、さらなる強化として、中核機関としての機能強化に向けた取組が望まれる。

・各種の講座が開催されたものの、その後のフォローアップ体制が万全ではなく、改善を求める声が多々あった。

・静岡県社協が実施主体である新型コロナウイルス特例貸付制度の窓口業務を行い、自立支援機関と連携して生活困窮者世帯の自立安定を目指したが、借受人が伴走型の相談（プラン策定による支援）を望まないケースが多く、伴走型支援ができないケースが散見された。

・新型コロナウイルスの流行により、イベントや各種講座、会合等の開催が難しい状況にあり、第3次地域福祉活動計画に沿った活動が進められないものも多々あった。

●市民アンケート回答の整理

※アンケート結果は資料編を参照

【問3】あなたは暮らしの問題や医療・福祉・教育などのことで、誰に相談しますか。

・配偶者、子、知人・友人が多かったが、「かかりつけの医師」を除いて、全体的に相談機関を相談先とする回答が少ない状況であった。

【問4】あなたはどのような地域活動や学習、教育活動に参加していますか。

・町内会活動が最も多い回答になったのに対し、約23%（99人）の方が参加していないとの回答であった。

【問8】地域福祉を進めるために、必要だと思われるものは何ですか。

・「行政と地域が協力して取り組むこと」が最も多く、「市民一人一人が関心を持ち、できることから取り組むこと」が次に多い回答であった。

【問9】あなたはボランティア活動に参加していますか。

・約30%（133人）の方が、「必要と考え、参加している」と回答、次に約18%（79人）の方が「必要と考え、参加したいと思っている」との回答であった。

【問12】あなたは「広報いとう」に折り込まれている「社協だより」（9月、10月、12月、3月発行）を読んでいますか。

【問14】伊東市社会福祉協議会が運営する次の事業について、関心のあるものをお聞きます。

・社協だよりの発行は、社協の運営する事業の中で最も関心が高かったが、約19%（74人）の方が読んだことがない、又は折り込まれていることを知らなかったと答えている。

【問13】あなたが日ごろ災害時の備えとして、重要に考えていることは何ですか。

・「日ごろからのあいさつ、声かけや付き合い」の回答が最も多かった。

【問15】伊東市社会福祉協議会が力を入れるべき事業は何だと思いますか。

・「福祉に関する啓発活動や学習機会の提供など」が最も多く、次いで「地域活動（町内会等での活動）への支援」であった。

●高校生アンケート回答の整理

【問1】あなたはボランティア活動をしたことがありますか？

【問4】問1で「ない」と答えた人にお聞きます。その理由は何ですか？

・ボランティア活動をしたことがない高校生は約62%（243人）であり、このうち、ボランティアをしたことがない理由の約64%（151件）が、ボランティアをする機会がないとの回答となっている。

【問2】問1で「ある」と答えた人にお聞きます。きっかけは何ですか？

・「学校の授業の一環として」「先生に勧められて」の回答が、約33%（58件）を占め、学校がきっかけとなっている回答が最も多くなっている。

【問5】あなたは「医療」「福祉（介護・障がい福祉）」「保育」の仕事に関心がありますか？

【問6】問5で「とてもある」「少しある」と答えた人にお聞きます。「医療・福祉・保育」

の仕事に関心を持ったきっかけは何ですか？

・「医療」「福祉（介護障害福祉）」「保育」の仕事への関心について、約40%（151人）の高校生が「とてもある」「少しある」と回答しており、仕事に関心を持ったきっかけが、「子どもの頃の思い出で保育に興味を湧いたことから」、「仕事にたずさわる家族や友人・知人がいたことから」の順で多い回答となっている。

【問7】あなたは「医療・福祉・保育」に関する仕事をしたいと思いませんか？

【問8】問7で「強くそう思う」「少しそう思う」と答えた人にお聞きします。そう思った理由はなんですか？

・仕事をしたいと思う高校生は約32%（120人）でそう思った理由の上位が、「人や社会の役に立つ仕事だと思うから」「やりがいのある仕事だと思うから」となっている。

【問11】あなたは、伊東市がどんな「まち」になったら良いと思いませんか？また、どんな「まち」であってほしいと思いませんか？～

・「伊東市が犯罪や事故がない安心安全で平和な街」約17%（307人）になったら良いとの回答が最も多く、次に、「子どもたちが元気に遊ぶ子育て世帯にやさしい街」約12%（218人）となっている。

●市民アンケート及び高校生アンケートから見えるニーズと課題

- ・暮らしの問題や医療・福祉・教育などの相談窓口の周知と包括的相談窓口が求められています。
- ・地域福祉推進の重要な役割を担うボランティア活動において、学校との関わりや連携が求められるとともに、ボランティア活動の機会の創出や情報提供及び案内が求められています。
- ・地域福祉の推進に必要なこととして、行政との連携が必要と考えられ、住民の皆さまは関心を持って、できる活動をすることが求められています。
- ・社協には、福祉に関する啓発活動や学習機会の提供、地域活動などへの支援が特に求められています。
- ・災害時の備えとして、日ごろからのあいさつや声かけなどの顔が見える関係づくりや見守り活動が求められています。
- ・犯罪や事故がない安心安全で平和な街が求められています。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

※第4次伊東市地域福祉計画の基本理念を踏襲

2 基本目標

基本目標1 地域を支える人を育む



地域福祉を知る機会を拡充することで、住民の皆さまに地域福祉への興味や関心を持ってもらうことをスタートとして、福祉教育や人材育成を通じ、地域を支える人の輪を広げることにより、地域共生社会の実現に取り組みます。

基本目標2 連携・協働の気運を高める



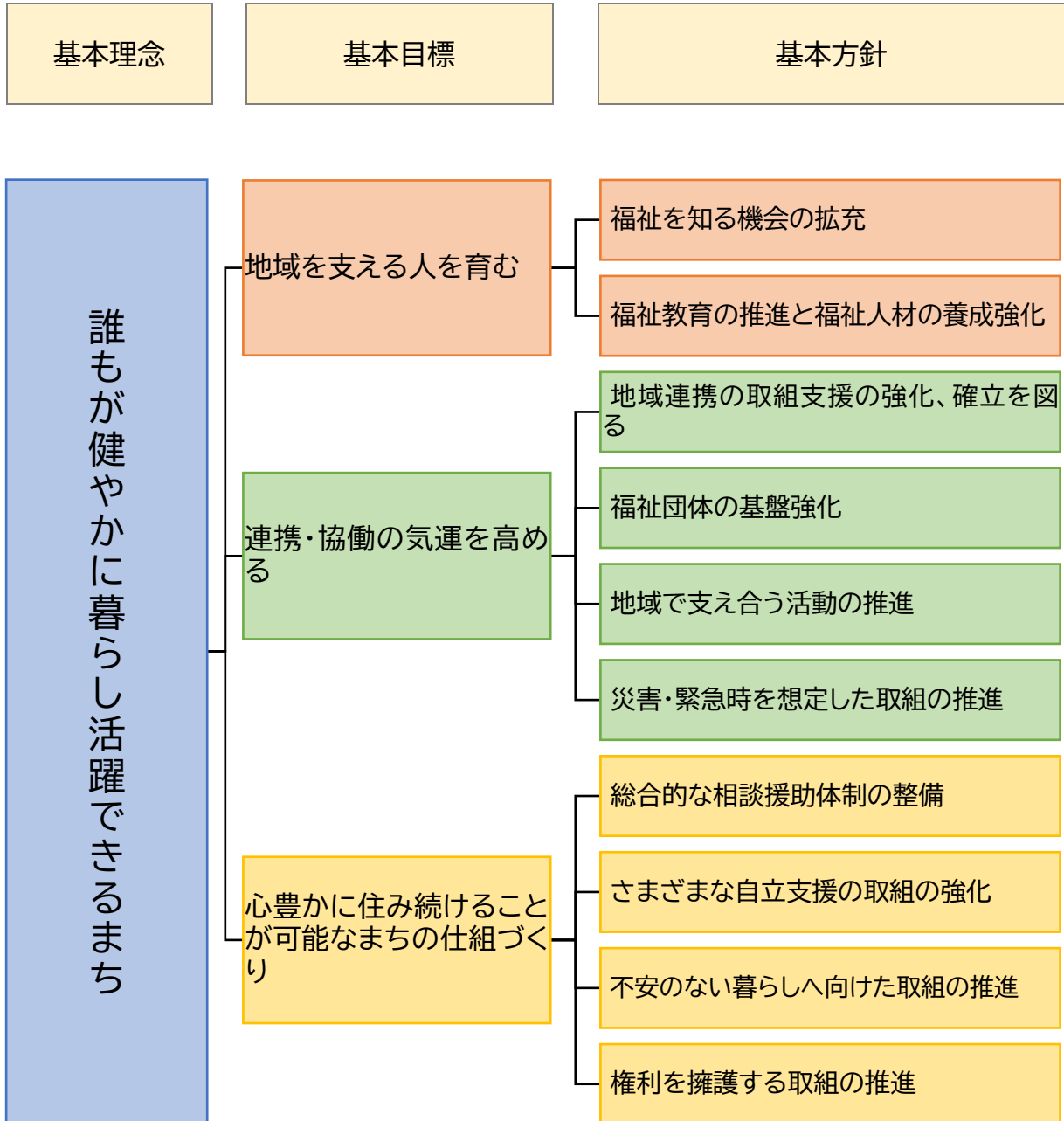
住民同士や住民の皆さまと地域団体とのつながりを強化し、地域で見守り支え合う活動を推進することで、顔の見える関係を構築し、平時だけでなく災害・緊急時においても地域で支え合いながら安心して生活できるよう連携・協働の気運を高める活動に取り組みます。

基本目標3 心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり



住民の皆さまが不安なく地域で暮らしていくために、包括的支援・相談体制の整備を図り、住民の皆さまの自立支援や権利を擁護する支援を通じて、差別や偏見がなく、心豊かに住み続けることが可能なまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系



第4章 施策の取組

基本目標1 地域を支える人を育む

基本方針1 福祉を知る機会の拡充

地域福祉を多くの地域の皆さまに知ってもらうこと、多様性について理解してもらうことは地域福祉を推進する上で非常に重要な事項です。福祉について考えるきっかけづくりとして、福祉を知る機会の拡充を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】SNSによる情報発信

《目標：認知度80%》

イベントや福祉講座開催のお知らせをSNSで発信することで、地域の皆さまがイベントや講座に参加しやすくなるよう図っていきます。また、イベントや講座の参加者の様子や感想を伝えることで、地域の皆さまに福祉を知る機会を提供し、担い手不足の解消を図っていきます。

・福祉体験学習事業

《目標：市内小中学校実施率100%》

中高生向けのボランティア体験事業として、「子育て」、「高齢」、「障がい」分野の職場において、利用者及び支援者との関わりを通して、福祉への理解、興味・関心を深める機会を提供していきます。

・広報紙「社協だより」の発行

《目標：認知度80%》

地域福祉の推進及び社協活動の理解を広めることを目的として、広報紙「社協だより」を発行し、地域の皆さまに地域福祉活動の推進機関である社協の活動について理解してもらえるよう広報啓発を進めていきます。

・社会福祉大会の開催

《目標：認知度80%》

社会福祉への理解と認識を深めてもらうため、社会福祉の発展に貢献された個人や団体の表彰を行います。また、社会状況が変化する中で、今日の社会福祉を取り巻く課題の解決へ向けて、福祉講演会の開催を行っていきます。

・社協ホームページの充実

《目標：認知度80%》

住民の皆さまが福祉に対して興味を持った際、また、福祉のイベントや講座の参加に意欲が湧いた際に適切な情報提供や講座等の案内ができるよう、ホームページを充実させ、情報発信力の強化を図っていきます。

・講演会の開催

《目標：延参加者200名》

住民の皆さまに福祉についての理解と関心を高めてもらうことを目的として、地域活動、権利擁護、災害等をテーマとした福祉啓発講演会を開催していきます。

基本方針 2 福祉教育の推進と福祉人材の養成強化

少子高齢化や地域のつながりの希薄化、コロナウイルスまん延等により、地域福祉の担い手不足が課題となっています。担い手不足の解消を図るべく、より多くの地域の皆さまに地域福祉の担い手になっていただけるよう福祉教育に対するサポートと福祉人材を養成する取組の機会を提供するなどの取組を進めていきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】福祉教育出前講座 《目標：延講座開催数20回》

学校からの要望により講座を行っている車いす体験、アイマスク体験、認知症をテーマとした講話などの福祉教育について、地域の福祉関係団体の方や障がい当事者の方などの協力を得て、提供できるメニューの拡充を図り、出前講座を行います。また、学校が利用しやすいよう提供可能なメニューのリスト化を図っていきます。

・福祉教育機材の貸出 《目標：延貸出件数100件》

福祉に対する関心を高めるための研修や体験学習の開催が積極的に行われることを目的として、車椅子やアイマスク、高齢者疑似体験セット等の福祉教育機材の貸出を実施するなど、充実した福祉教育のサポートを行っています。

・認知症サポーター等養成講座 《目標：延養成者数150名》

地域や職域団体等向けの認知症に対する正しい知識と理解、つきあい方についての講義である認知症サポーター養成講座を開催するとともに、関係団体と協力して認知症サポーター養成を推進していきます。

・親性準備教育事業の協力 《目標：実施回数15回》

中高生向けに、乳児とのふれあい体験から母性、父性を育み、命の大切さを感じることを目的とした教育事業である親性準備教育事業において、本会所属の思春期相談員が協力していきます。

・福祉講座の開催 《目標：延参加者150名》

住民の皆さまに地域福祉に参加してもらうことを目的として、住民の皆さまが参加しやすいようなボランティア養成講座等の福祉人材の養成講座や地域福祉に係る福祉講座の開催を工夫していきます。

・実習生の受入れ 《目標：ニーズ充足率100%》

福祉人材の育成が、地域福祉の推進に非常に重要であることから、社会福祉士や精神保健福祉士等の国家試験の受験資格取得を目的とした現場実習生の受入れを行います。

基本目標2 連携・協働の気運を高める

基本方針1 地域連携の取組支援の強化、確立を図る

地域の関係団体やボランティアの方、住民の皆さまと連携・協働し、地域を基盤にして様々な問題を解決につなげていく仕組みづくりや既存の取組を充実させていくために、地域連携の取組に対する支援の強化及び確立を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】子どもの居場所づくり事業 《目標：15か所》

子どもたちが人とのつながりや体験・教育などを通して、様々な学びや社会生活を営む上で必要となる生き抜く力を習得し、社会で活躍することを目的とした安全かつ安心して過ごせる居場所の運営を関係機関と協力し、サポートしていきます。

・認知症カフェの開催 《目標：延開催数60回》

認知症の人やその家族の方、将来認知症になることを心配している方、認知症のことを理解しようと思っている方を対象に、認知症について学んだり、悩みを相談したりできる場について関係団体や地域の皆さまの協力のもと運営をサポートしていきます。

・ファミリーサポートセンター運営事業 《目標：マッチング率100%》

保育園の送迎や託児などの育児支援において、子育て支援を受けたい人と子育ての支援ができる人が会員となり、地域社会において有償で助け合う仕組みであるファミリーサポート事業の充実を図っていきます。

・高齢者の居場所づくりへの協力支援 《目標：延訪問回数300回》

高齢者の閉じこもりを防ぎ、健康で自立した生活の継続を目標にレクリエーション・体操・お茶会等を実施し、関係機関と協力し、居場所の運営をサポートしていきます。

・ふれあい広場の開催 《目標：認知度80%》

子どもからお年寄り、障がいのある人もない人も地域の中で様々な立場にある人たちが、模擬店や各種体験を通じてお互いを理解しあえる交流の場を関係機関と連携のもと開催し、地域福祉推進における地域連携を図っていきます。

・地域福祉推進を目的とした住民主体の組織への支援 《目標：5団体》

地域が抱える諸問題を体系的に取上げ、地域で話し合い、関係諸団体とともに知恵と労力を出し合って解決していくための住民主体の組織の立上げ支援や組織運営のサポートをしていきます。

基本方針2 福祉団体の基盤強化

地域福祉の推進に寄与する団体メンバーの高齢化やメンバーの活動に対する意識の変化、メンバーの脱退等により団体における活動がコロナウイルスまん延以前に比べ、減少傾向にあります。その様な状況を踏まえ、地域福祉の推進に寄与する団体の基盤強化を目指します。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】民生委員児童委員協議会事務局

《目標：認知度80%》

行政と地域のパイプ役として、住民の立場に立った相談・援助を中心に、住民の生活状況の把握、福祉サービスの情報提供等の活動を行っている民生委員児童委員協議会の事務局運営に携わり、住民の皆さまや地域包括支援センター、関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図っていきます。

・老人クラブ連合会事務局

《目標：会員延150人増》

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ連合会の事務局運営に携わり、仲間づくりや生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同して、地域を豊かにする社会活動に取り組むべく、会の基盤強化を図っていきます。

・ボランティア協会事務局

《目標：加入者数100人増》

食物支援活動や募金活動などのボランティア活動を通じて、地域福祉に貢献する取組を行っている市内団体であるボランティア協会の事務局として、協会活動の充実に向けてサポートしていきます。

・介護家族の会への協力

《目標：ニーズ充足率100%》

家族の介護をされている方や家族の介護を経験された方などで組織され、介護を行う上での悩みや介護の仕方など気軽にお話しできる活動や認知症などに対する情報共有等を行っている介護家族の会の活動に対して、サポートしていきます。

・手をつなぐ育成会の後方支援

《目標：毎年度協力》

知的障がいのある人たちの権利を守ることを中心に、より良い社会の仕組を構築するために活動している「手をつなぐ育成会」の後方支援に携わり、差別のない社会づくりの実現に向けたサポートを行っていきます。

基本方針3 地域で支え合う活動の推進

地域の皆さまが、地域で生活する上で生じるちょっとした困りごとや不安などを解消するため、気軽に不安や困りごとが相談できる関係づくりや見守り活動を住民の皆さまや地域福祉団体等が推進しやすい環境整備を目指していきます。

●社会福祉協議会の具合的な取組

・【重点的な取組】生活支援体制整備事業 《目標：延支援回数250回》

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の困りごとについて地域の皆さまと一緒に考え、住民主体の助け合いや支え合い活動に取り組んでいきます。

また、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者の社会参加の推進を、関係団体やボランティアと連携しながら行っていきます。

・民生委員児童委員協議会の見守り活動 《目標：毎年度協力》

高齢者や障がい者などを対象に、地域福祉をサポートする身近な相談相手である民生委員児童委員が日常的な声掛けを行ったり、生活に関する相談に応じるなどの見守り活動について、事務局として積極的にサポートを行います。また、見守り活動から発見した困りごとについて、関係機関と共に解決を図っていきます。

・高齢者見守りあんしんネットワーク事業 《目標：毎年度協力》

事前登録制で、認知症などが起因となり行方不明となるおそれのある人の地域での見守り、行方不明時の早期捜索を行う市の事業に協力し、行方不明者の情報提供に協力団体とともに取り組んでいきます。

・共同募金活動 《目標：認知度80%》

子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動や災害時支援等の社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に対して、赤い羽根共同募金や歳末助け合い運動により集められた寄付金を配分することで、地域で支え合う活動を支援していきます。

・市民後見人養成講座の開催 《目標：市民後見人活動者数3名》

地域に住む高齢者等が、住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活するための制度の一つである成年後見制度の担い手である市民後見人を養成し、地域で支え合う活動の推進を進めていきます。

基本方針4 災害・緊急時を想定した取組の推進

近年の気候変動による影響で、全国的にいつどこで災害が発生してもおかしくない状況にあります。平時から災害・緊急時を想定した取組や、災害に対する防災意識の醸成を高める取組機会の増加を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】災害ボランティアセンター運営事業 《目標：訓練、啓発回数5回》

多発する自然災害に備え、県社協や行政との連携により、災害時の円滑なボランティア活動の調整による被災者に対する迅速かつ効果的な支援を行うことを目的として、平時から、災害時を想定した訓練の実施や災害ボランティアに係る啓発を行います。また、平時から関係機関や団体と顔の見える関係づくりを図っていきます。

・災害ボランティアセンター等への職員派遣 《目標：被災地社協からの要請人数派遣》

災害に被災した他市町社協から応援職員の要請があった際に、災害ボランティアセンターの運営に対して積極的に応援職員を派遣するとともに、他市町の被災による困りごとを我が市町のことと同様に受止め、課題を共有し、本市が災害を受けた際に同様の課題がスムーズに解決できるように取り組んでいきます。

・防災講座の実施 《目標：延開催数10回》

災害被災体験者や災害支援経験者が講師を務める防災講演をはじめ、乳幼児の保護者向け防災講座の開催など、地域の皆さまが防災意識を醸成するきっかけとなる防災講座を開催するとともに、防災意識が継続できるよう図っていきます。

・災害ボランティアに対する情報提供 《目標：情報提供率100%》

災害に被災した他市町が設置する災害ボランティアセンター等において、災害ボランティアとして参加される方に対して、被災地情報やボランティア保険加入についての情報提供及び加入手続きを窓口にて行っていきます。

・災害義援金の協力 《目標：毎年度協力》

被災を受けた他市町の現状についても我がまちのことと捉えて、他市町にて被災された方々にお悔やみや復興へのエールを込めた義援金の送金を目的として、県共同募金会及び日本赤十字の災害義援金の募金活動に協力していきます。

・災害ボランティアセンター等の運営担い手の養成 《目標：延養成者数30人》

被災時に、被災した住民の皆さまの困りごと相談に応じて、ボランティアによる必要な支援や調整を行う災害ボランティアセンター等で活動する運営の担い手の養成講座開催を行っていきます。

基本目標3 心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり

基本方針1 総合的な相談援助体制の整備

すべての地域住民の皆さまを対象とした「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に向けた取組やその体制整備を、行政や関係団体と連携を高めて目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】総合相談体制整備に向けた取組の実施 《目標：認知度80%》

地域包括支援センター、生活困窮者自立支援機関、成年後見支援センター、無料法律相談、心配ごと相談等の様々な住民の皆さまの相談窓口としての取組みを行っている社協の総合相談支援部門にあたる生活支援係を社協内における相談窓口として位置付け、住民の生活課題を受け止めるとともに適切な助言や支援ができるよう関係機関と調整を図りながら、生活課題について伴走型の支援に取り組んでいきます。

・社会福祉法人連絡会の開催 《目標：延開催回数5回》

市内社会福祉法人のネットワーク化を持続させ、地域課題における研修を開催していきます。さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの促進、福祉サービスの一層の充実を図るとともに、ネットワークを生かした総合的な相談援助体制整備を図っていきます。

・子ども子育て支援事業者連絡会の開催 《目標：延研修回数5回》

子育て支援の充実を目的に、保育園などの子育て支援事業者が、各法人で課題を共有すること、事業者協働活動を推進しやすくするためのサポートを行っていきます。さらに、地域貢献活動として妊娠中の方が保育園の見学や保育士による子育て相談支援を通じて、出産前の不安を和らげるなど、安心して生み育てる環境づくり支援や総合的な相談体制の構築を図っていきます。

・介護保険事業者連絡協議会 《目標：相談援助体制の整備》

市内で介護保険事業を営む法人や会社で構成されている介護保険事業者連絡協議会内において、社協が事務局として総合的な相談援助体制の整備に向けた取組を図っていきます。

基本方針2 さまざまな自立支援の取組の強化

住民の皆さまが主体的に生活課題を解決するためには、「自立」が重要な要素となります。

生活困窮者の方々における経済的な「自立」、高齢者の方々における身体的な「自立」等さまざまな「自立」を支援する取組の強化を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】自立相談支援事業

《目標：新規相談延200件》

経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度である生活困窮者自立支援制度の基本的な相談支援として、さまざまな課題を抱え生活に困っている方の相談を受け、他の専門機関と連携を図り、その対応策を一緒に考え、解決に向けた伴走型支援を行っていきます。

・家計改善支援事業

《目標：改善度80%》

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者自ら家計が改善できるように支援していきます。状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付制度のあっせんなど行い、相談者が自立した生活ができるようサポートしていきます。

・生きがいデイサービスセンター事業

《目標：延利用者数3,500名》

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるようサポートを行う場として介護保険に該当しない高齢者を対象に介護予防を目的とした通所介護事業の運営を行っていきます。

・フードドライブへの協力

《目標：延協力回数10回》

食から生活の自立を支える取組であり、家庭で余った食品を集めて、それを必要としている地域のフードバンク団体等の生活困窮者団体等に寄付する活動であるフードドライブの協力に取り組みます。

・生活福祉資金の実施協力

《目標：認知度80%》

自立の意思を持ち意欲的に安定した生活を築こうとしている方が、経済的な問題や心身の障がい、加齢に伴う生活課題を抱えているために、生活そのものや生活意欲の充実が図れない場合に、その手助けをする県社協実施の制度に協力をしていきます。

基本方針3 不安のない暮らしへ向けた取組の推進

子どもから高齢者まで、住民の皆さまが地域で暮らしていく中で生じる様々な問題について、相談または支援できる取組を推進し、住民の皆さまが少しでも不安なく、安心して暮らせる地域を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】地域包括支援センターの受託運営 《目標：認知度80%》

地域包括ケアの基盤整備、総合相談支援、権利擁護、介護予防への取組を行い、地域包括ケア推進の中核機関として活動する地域包括支援センターの受託運営を行い、地域包括ケアシステムの構築や総合相談支援を行っていきます。

・心配ごと相談所の運営 《目標：延開催日数240日》

住民の皆さまが日常生活を営む上で抱える多様な問題について、民生委員児童委員が相談に応じ、問題解決のための助言や問題解決機関の紹介を通じて住民の皆さまの不安や悩みの解消に取り組んでいきます。

・思春期保健相談事業 《目標：延開催日数240日》

思春期の心身に関する様々な不安や悩みの軽減や解消に向けて、思春期相談員が保健、医療及び教育機関と連携を図りながら、思春期を迎える子どもたちの相談支援に取り組んでいきます。

・療育支援訪問事業 《目標：ニーズ充足率80%》

子育て家庭の方や妊婦の方が孤立しないように身体的・精神的な負担軽減を図ることを目的にホームヘルパーが食事、衣類、生活環境等について、療育状況改善が必要な家庭に対し、療育者と共同しながら援助や助言を行うことにより、療育環境の改善を図っていきます。

・放課後児童健全育成事業 《目標：延支援員研修回数10回》

保護者が労働、疾患、家族の介護等により、昼間家庭にいない小学校就学児童を対象として、放課後や学校休業日に適切な遊びや家庭的な雰囲気を持った生活の場を提供し、児童の健全な育成を図り、仕事と子育ての両立をサポートしていきます。

・社会を明るくする運動への協力 《目標：毎年度参加、協力》

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指して、更生保護における犯罪予防活動である社会を明るくする運動に参加していきます。

基本方針4 権利を擁護する取組の推進

誰もがができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営んでいくことができる地域共生社会の実現に向けて必要な取組である住民の皆さまの権利を擁護する活動の推進を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】成年後見支援センター 《目標：認知度80%》

成年後見制度の利用を促進するとともに、制度に関わる相談に対して、関係機関と連携を図りながらその解決に取り組んでいきます。また、制度を利用する方がその人らしく地域で暮らすことができるよう権利擁護支援を図っていきます。

・法人後見事業の実施 《目標：延受任件数10件》

高齢者や障がいのある人への福祉的支援の経験を活かし、関係機関協力のもと伊東市社協が法人として判断能力が不十分な方の支援・保護を継続的に実施していきます。

・日常生活自立支援事業 《目標：延契約件数10件》

高齢による認知機能の低下や障がいを起因として、判断能力が十分でない方々が地域において安心して暮らせるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの支援を実施していきます。

・地域包括支援センターの権利擁護 《目標：認知度80%》

高齢者の権利を守るために、センターに配置されている社会福祉士を中心として、当事者からの相談に対し助言を行う、法的措置を取るための支援を行うなど、加齢や認知症を起因として判断能力が低下した方の財産を守ることや高齢者を虐待から守るための支援を行っていきます。

・無料法律相談 《目標：延開催日数120日》

静岡県弁護士会沼津支部の協力により住民の皆さまの法律に関する相談ニーズに応え、高齢者や障がい者の権利擁護に係る諸問題やDV等を中心とした法律相談事業を実施していきます。

第5章 地域福祉活動計画推進のための社協職員行動原則

『社協職員行動原則 - 私たちがめざす職員像』 全社協

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助等の個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。

私たちは、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

- 尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 福祉コミュニティづくり

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 住民参加と連携・協働

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 地域福祉の基盤づくり

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携を進め、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 法令順守、説明責任

私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりを進めます。

